令和3年 4月1日 運用開始

子育て支援医療証の交付対象者を 18歳まで拡大します!



- ●最上地区広域連合では、独自に高校生年齢相当のすべてのお子さまに 所得による制限を設けず医療費を助成いたします。
- ●広域連合区域内(金山町、真室川町、鮭川村、戸沢村)に在住で、健康保険に加入しているお子さまの医療費が無償となります。
 - ※ただし、入院時の食事代や、保険適用外の費用は対象外です。

【お問い合わせ】

- ●最上地区広域連合医療保険班
- **2** 0233-29-6111
- ●金山町健康福祉課医療介護係
- **2** 0233-52-2111

Q:対象者は何歳から何歳まで?

A: 入院・外来とも0歳児から**高校卒業年齢相当の年度末まで** (18 歳になって最初に迎える3月31日までとなります)

※進学等の事情により親元を離れても、保護者が広域連合区域内 住所を有している場合は、同様の住所地として取り扱われます。

Q:お医者さんにかかるときはどうするの?

★:県内の医療機関で診察を受けるときには、健康保険証と一緒に 「子育て支援医療証」を提示してください。保険適用の医療費については、 窓口での負担はありません。

Q:子育て支援医療証は県外で使えますか?

★:医療証は県内のみ適用となり、県外の医療機関では使えません。

県外の医療機関で診察を受けたときは、医療費を現金払い(口座振込)しますので、 ①領収証 ②扶養者名義の通帳 ③お子さまの健康保険証をお持ちになり、住所地の 役場で手続きを行ってください。

※県内医療機関等で、医療証未提示により自己負担を支払った場合も同様の手続となります。

Q:保険適用外の費用ってなに?

A: 入院時の食事代、差額ベッド代、予防接種、保険適用外診療、診断書(証明書) 作成料、薬の容器代などです。これらは自己負担となりますのでご注意ください。

今まで助成を受けるには申請が必要だったけれど、医療証が交付されると手続が不要になるから便利!





※就職等により、お子さまご自身で健康保険に加入している場合と重度心身障がい(児) 者医療証、ひとり親家庭等医療証をお持ちの場合は、助成の対象となりません。

※この制度は最上地区広域連合独自の取り組みですので、構成町村(金山町、真室川町、 鮭川村、戸沢村)以外の市町村が実施しているものとは異なっている場合があります。 ※医療証の交付については、対象者に個別にご案内いたします。